

株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

富士通株式会社

代表取締役社長 黒川博昭

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成20年6月20日（金曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

パソコンまたは携帯電話から当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、平成20年6月20日（金曜日）午後6時までに、賛否をご入力のご送信ください。なお、議決権行使にあたっては、13頁から15頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成20年6月23日（月曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル 5階 シンフォニア
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第108期（自平成19年4月1日
至平成20年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容
報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

（なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告）
は、別添の「第108期報告書」（3頁から53頁まで）に記載のとおりであります。）

4. 議決権の行使について

- (1) 議案についての賛否の表示がなされなかった場合、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 他人のために株式を保有する機関投資家等の株主様で、議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (5) 電磁的方法による招集ご通知の提供をご承諾いただいた株主様へは、議決権行使書用紙を交付しておりません。議決権行使書用紙の交付をご希望の方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 9：00～17：00（※土日祝日を除く）

以 上

-
- ◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。
- ◎ご案内 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた
場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/>)
に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）に基づき、上場株式は一斉に振替株式に変更される予定であること（いわゆる「株券電子化」。平成21年1月実施予定。）から、これに対応するため、定款第13条の「届出印」の規定の削除およびその他所要の変更を行うことにつきご承認をお願いするものであります。

なお、定款第8条第1項の「株券」の規定につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、同法の施行日に株券を廃止する旨の株主総会の決議をしたものとみなされるため、本株主総会においては、当該「株券」の規定を変更いたしません。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (変更なし)
第8条 (株券) 当社は、株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、 <u>当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	第8条 (株券) 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>(第2項削除)</u>
第9条 (略)	第9条 (変更なし)
第10条 (単元未満株式の売渡請求) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規則の定めるところに従い、その有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社の株式を売渡すよう当会社に請求することができる。	第10条 (単元未満株式の売渡請求) 当社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規則の定めるところに従い、その有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社の株式を売渡すよう当会社に請求することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (変更なし)</p>
<p>第12条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第12条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>第13条 (株主の権利行使の方法) 株主が権利行使をする場合には、書面によるものとし、株式取扱規則に定めるところに従い、届出印を押印しなければならぬ。ただし、株主総会に関する議決権行使はこの限りではない。</p> <p>株主の提出による株主総会議案に関する事項については、株式取扱規則に定めるところによる。</p>	<p>第13条 (株主の権利行使の方法) 株主が権利行使をする場合には、書面によるものとし、<u>その他</u>株式取扱規則に定めるところによる。ただし、株主総会に関する議決権行使はこの限りではない。</p> <p><u>(第2項削除)</u></p>
<p>第14条～第43条 (略)</p>	<p>第14条～第43条 (変更なし)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="681 148 760 178"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="740 185 1150 359"><u>当社の株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="740 367 1150 647"><u>前項および本項は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」とする。）の施行日の翌日から起算して1年を経過した日にこれを削除する。</u></p> <p data-bbox="740 654 1150 828"><u>第8条第2項および第13条第2項の削除ならびに第10条、第12条第3項および第13条第1項の規定の変更は、決済合理化法の施行日にその効力を生ずる。</u></p> <p data-bbox="740 836 1150 898"><u>前項および本項は、決済合理化法の施行後、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当、 重要な他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株式の数
1	秋 草 直 之 (昭和13年12月12日)	昭和36年4月 当社入社 昭和63年6月 当社取締役 平成3年6月 常務取締役 平成4年6月 専務取締役 平成10年6月 代表取締役社長 平成15年6月 代表取締役会長 (現在に至る)	15,416株
2	伊 東 千 秋 (昭和22年10月10日)	昭和45年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成16年6月 取締役専務 平成18年6月 代表取締役副社長 (主として次世代技術戦略/ R&D担当) (現在に至る)	12,000株
3	間 塚 道 義 (昭和18年10月17日)	昭和43年4月 富士通ファコム(株)入社 昭和46年4月 当社転社 平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 執行役 平成15年4月 経営執行役常務 平成17年6月 取締役専務 平成18年6月 代表取締役副社長 (主としてサービスビジネス/ 国内ビジネス担当) (現在に至る)	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当、 重要な他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株式の数
4	大 浦 溥 (昭和9年2月14日)	昭和31年4月 当社入社 昭和60年6月 当社取締役 昭和63年6月 常務取締役 平成元年6月 (株)アドバンテスト代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役会長 平成15年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成17年6月 (株)アドバンテスト取締役相談役 平成19年6月 (株)アドバンテスト相談役 (現在に至る)	36,602株
5	野 中 郁次郎 (昭和10年5月10日)	昭和52年4月 南山大学経営学部教授 昭和54年1月 防衛大学校教授 昭和57年4月 一橋大学商学部附属産業経営研究 施設教授 平成7年2月 北陸先端科学技術大学院大学教授 併任 平成9年5月 カリフォルニア大学バークレイ校 経営大学院ゼロックス知識学ファ カルティ・フェロー (現在に至る) 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究 科教授 平成16年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成18年4月 一橋大学名誉教授 (現在に至る)	0株
6	伊 藤 晴 夫 (昭和18年11月9日)	昭和43年4月 富士電機製造(株) (現 富士電機 ホールディングス(株)) 入社 平成10年6月 富士電機(株) (現 富士電機ホル ディングス(株)) 取締役 平成15年10月 富士電機システムズ(株)代表取締役 社長 平成18年6月 富士電機ホールディングス(株)代表 取締役 取締役社長 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当、 重要な他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株式の数
7	岡 田 晴 基 (昭和24年6月5日)	昭和48年4月 当社入社 平成12年4月 購買本部長 平成14年6月 当社執行役 平成16年6月 経営執行役常務 平成18年6月 経営執行役上席常務 平成19年6月 取締役上席常務 (グループ経営担当) (現在に至る) 重要な他の法人等の代表状況 富士通マイクロエレクトロニクス㈱代表取締役 社長	13,000株
8	野 副 州 旦 (昭和22年7月13日)	昭和46年4月 当社入社 平成13年4月 政策推進本部長 平成14年6月 当社執行役 平成17年10月 経営執行役常務 平成19年6月 経営執行役上席常務 平成20年4月 経営執行役副社長 (現在に至る)	8,000株
9	廣 西 光 一 (昭和20年7月7日)	昭和43年4月 当社入社 平成13年4月 コンシューマトランザクション事 業本部長 平成15年6月 ㈱富士通アドバンストソリュー ションズ代表取締役社長 平成17年5月 当社経営執行役常務 (金融ソリューションビジネス グループ長) (現在に至る)	14,000株
10	富 田 達 夫 (昭和24年7月5日)	昭和48年12月 当社入社 平成14年4月 コンピュータ事業本部長代理 平成17年6月 モバイルフォン事業本部長 平成17年10月 当社経営執行役 平成19年6月 経営執行役常務 (システムプロダクトビジネス グループ長) (現在に至る)	5,000株

(注1) 野中 郁次郎氏および伊藤 晴夫氏は社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ・野中 郁次郎氏につきましては、経営学の高い見識を有しておられるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ・伊藤 晴夫氏につきましては、当社事業内容についての深い見識を有しておられるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実について

- ・伊藤 晴夫氏が、富士電機システムズ株式会社の代表取締役社長として在任中、同社の従業員1名が、新東京国際空港公団が発注した電気設備工事の入札に関して、平成17年12月に競争入札妨害の容疑で略式起訴されました。

(3) 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者である場合において、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について

- ・野中 郁次郎氏につきましては、経営学の高い見識を有しておられるためであります。

(4) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

- ・野中 郁次郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- ・伊藤 晴夫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

(5) 社外取締役候補者との責任限定契約について

- ・野中 郁次郎氏および伊藤 晴夫氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(注2) 「執行役」につきましては、平成15年4月付で「経営執行役」に呼称を変更しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役 藪内 裕久氏、加藤 晃氏、稲葉 善治氏および山室 恵氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当、 重要な他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株式の数
1	加 藤 晃 (昭和18年10月30日)	昭和43年4月 当社入社 平成8年6月 監査部長 平成13年3月 ジャパンケーブルネット(株)取締役 平成14年6月 富士通ネットワークソリューションズ(株)常勤監査役 平成16年6月 富士通サポートアンドサービス(株) (現 (株)富士通エフサス) 常勤監査役 平成17年6月 富士通アドバンス・アカウンティングサービス(株)代表取締役社長 平成19年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	30,800株
2	稲 葉 善 治 (昭和23年7月23日)	昭和58年9月 ファナック(株)入社 平成元年6月 同社取締役 平成4年6月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成13年5月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社代表取締役社長 (現在に至る) 平成16年6月 当社監査役 (現在に至る)	0株
3	山 室 恵 (昭和23年3月8日)	昭和49年4月 東京地方裁判所判事補 昭和59年4月 東京地方裁判所判事 昭和63年4月 司法研修所教官 平成9年4月 東京高等裁判所判事 平成16年7月 弁護士登録 平成16年7月 弁護士法人キャスト(現 弁護士 法人キャスト(株) 参画 (現在に至る) 平成16年10月 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (現在に至る) 平成17年6月 当社監査役 (現在に至る)	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当、 重要な他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株式の数
4	小 倉 正 道 (昭和21年6月30日)	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 常務執行役 平成15年4月 経営執行役専務 平成15年6月 取締役専務 平成18年6月 代表取締役副社長 (主として事務部門担当／CFO) (現在に至る)	15,460株

(注1) 稲葉 善治氏および山室 恵氏は社外監査役候補者であります。社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

- ・稲葉 善治氏につきましては、当社事業内容についての深い見識を有しておられるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ・山室 恵氏につきましては、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しておられるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者である場合において、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について

- ・山室 恵氏につきましては、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しておられるためであります。

(3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

- ・稲葉 善治氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- ・山室 恵氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

(4) 社外監査役候補者との責任限定契約について

- ・稲葉 善治氏および山室 恵氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(注2) 社外監査役候補者 山室 恵氏につきましては、東京大学「営利企業役員等兼業審査委員会」の審査において了承を得ることを条件といたします。

(注3) 「執行役」につきましては、平成15年4月付で「経営執行役」に呼称を変更しております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当社は、昨年4月26日開催の取締役会において、より業績との連動性を高めた弾力的かつ透明性の高い役員報酬制度とするため、役員退職慰労金制度の廃止を含む役員報酬制度の変更を決定いたしました。その際、役員賞与の支給につきましては、毎年株主総会において株主様にお諮りすることといたしました。

当期の役員賞与の支給につきましては、当期の業績等を勘案し（以下の表参照。）、常勤の取締役6名（社外取締役を含まない。）に対して総額189百万円および常勤の監査役2名（社外監査役を含まない。）に対して総額34百万円支給いたしました。ご承認をお願いするものであります。

なお、各取締役および各監査役に対する役員賞与の具体的な支給額の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

（単位：百万円）

	平成17年度 (第106期)	平成18年度 (第107期)	平成19年度 (当期)
取締役賞与	128	0	189
監査役賞与	22	0	34
連結営業利益（年初計画）	175,000	190,000	190,000
連結営業利益（実績）	181,488	182,088	204,989

（注1）平成18年度の役員賞与は、単独決算において純損失249,286百万円を計上したことに鑑み、支給いたしませんでした。

（注2）平成17年度は、役員報酬制度変更前の支給額となります。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日、株主総会にご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

(1) 議決権行使サイトについて

- ・インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）
※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ・パソコンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。またセキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ・インターネットによる議決権行使は、平成20年6月20日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、直前は混み合うことが予想されますので、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら15頁に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ・議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダーへの接続料金・通信事業者への通信料金等）は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

(4) 招集ご通知の受領方法について

- ・ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

(5) その他

- ・インターネットによる議決権行使手続き後、株主総会に出席されることとなった場合は、株主総会に出席して議決権を行使するものとして取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使の手順について

■ご準備いただくこと

インターネットによる議決権の行使を行うためには、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」が必要となりますので、お手元にご準備ください。

(1) パソコンをご利用の場合

1. 議決権行使サイトへアクセス

- ①パソコンから当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしてください。
- ②「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」を必ずご覧ください。

2. ログイン

- ①次の画面へボタンを押してログイン画面を表示してください。
- ②「ログインID」および「仮パスワード」を入力してください。
- ③パスワードを登録してください。
〔登録するパスワードは必ず仮パスワード以外のものを使用し、登録したパスワードは他人に知られないようご注意ください。〕

3. 議決権行使

- ①お手順メニューから議決権行使ボタンを押してください。
- ②当社の株主総会の議決権行使サイトであることをご確認ください。
- ③議案賛否方法（全議案賛成・議案別賛否入力）を選択してください。
- ④議案の賛成・反対をご入力ください。（③で「議案別賛否入力」を選択された場合）
- ⑤行使内容を確認し、送信ボタンを押してください。
（③～⑤において、PDF形式の招集ご通知（第108回定時株主総会招集ご通知、第108期報告書）を閲覧できます。）

4. 完了

(2) 携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）をご利用の場合

1. 議決権行使サイトへアクセス

- ①携帯電話から当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしてください。
- ②「ご利用案内」を必ずご覧ください。

2. ログイン

- ①ログインボタンを押してください。
- ②「ログインID」および「仮パスワード」を入力してください。
- ③パスワードを登録してください。
〔登録するパスワードは必ず仮パスワード以外のものを使用し、登録したパスワードは他人に知られないようご注意ください。〕

3. 議決権行使

- ①議決権行使ボタンを押してください。
- ②当社の株主総会の議決権行使サイトであることをご確認ください。
- ③行使方法（全議案賛成・議案別行使）を選択してください。
- ④議案の賛成・反対をご入力ください。（③で「議案別行使」を選択された場合）
- ⑤行使内容を確認し、送信ボタンを押してください。

4. 完了

3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

- (1) システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-173-027（通話料無料）
受付時間 9:00～21:00（※毎日）
- (2) 一般株式事務のお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（※土日祝日を除く）

《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以 上

